

富山市告示第 294 号

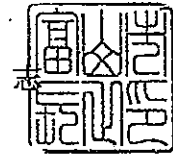
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営中山間地域総合整備事業富山広域地区「乗嶺地区」の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年 7 月 21 日

富山市長 森 雅



別紙

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「八尾町乗嶺」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	八尾町 下乗嶺	湯花	923番、924番、926番、927番及び929番
		八尾町 新名	駒平
	温端		263番1、263番2及び264番から270番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	八尾町 乗嶺	桂島	171番から181番
		湯花下	184番から192番及び203番から206番
		湯花南	217番から223番
		湯花西	224番から230番
		下島	109番から123番及び161番から170番
		宮ノ表	242番1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。